

電源立地地域対策交付金制度の改善を求める意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（以下「水力交付金」という。）は、昭和56年に創設され、最長交付期間は30年とされています。

本市においては、塩川発電所及び菅平発電所が交付金の算定対象施設となっており、その交付金を活用し、農業用排水路や上水道管路の整備を行い、住民生活の利便性向上を図ってきたところです。

また、我が国において、水力発電は環境への負荷が少なく再生可能なエネルギーとして、これまで多くの電気を安定的に供給してきましたが、その背景には、発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があります。

現在の制度において、交付金の算定対象となっている水力発電施設の多くは、まもなく交付期限を迎えますが、交付金の終了は、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずるとともに住民生活に影響を与えるものであり、交付期間の延長または恒久的制度とすることが求められています。さらに、原子力発電施設に対する交付金との格差が大きすぎることを考慮し、水力交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化が必要です。

よって、国におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要請します。

記

- 1 水力交付金は、平成23年度以降は恒久的な制度とすること。
- 2 水力交付金の交付額及び交付条件の改善と事務手続きの簡素化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月14日

上田市議会議長 丸山正明